羽生領島中領用排水路

平成28年7月発行

第 15 号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

本所 〒348-0027

埼玉県羽生市大字上羽生462番地

TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218

http://hanyuryo.com

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



堤根落排水路(加須市新川通地内) 「県費単独土地改良事業により実施」

【おもな内容】

- ●通常総代会開会あいさつ
- ●お知らせ・役員補欠選挙について
- ●平成28年度予算
- ●平成28年度賦課金等について
- ●平成27年度事業の実施状況
- ●財務状況の公表
- ●お願い
- ●葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成27年度通常総代会開会 あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区 理事長 野 本 陽 一



本日ここに、平成27年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様には大変ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。また、総代の皆様には、組合員の代表として土地改良区運営にご尽力いただき農業発展のためにご活躍されておりますことに心から感謝申し上げます。

本日ご来賓として、地元選出衆議院議員 野中厚様の秘書の中里様もご臨席賜り心よりお礼申し上げます。後ほど、ご挨拶を頂きたいと思っております。そして、埼玉県農林部農村整備課 大図課長様、埼玉県加須農林振興センター 鈴木所長様、独立行政法人水資源機構利根導水総合事業所 坪井所長様には年度末のお忙しい中、ご臨席を賜りまして重ねて厚くお礼を申し上げます。関係行政機関として、常日頃から当土地改良区事業運営・発展のために特段のご高配と、ご指導をいただいておりますことを、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

さて、一昨年の米価の下落に伴い、稲作農家の 生産意欲が低下、農業就業者の減少、農家の高 齢化が進み、さらには、TPP大筋合意により米の輸 入量増加、生産調整廃止、米の直接支払交付金 の撤廃など、今後の農業は課題が山積みでありま す。

そんな中、明るい兆しとして、農地中間管理機構 を活用して、「埼玉型ほ場整備事業」が当改良区 管内でも尾崎地区、発戸地区の二地区で整備事 業が始まっております。

この事業によって、担い手に農地集積・集約化を 進めるとともに、多面的機能の維持発揮を掲げて おり、農業政策の大きな転換が図られております。

土地改良区としては農地の集積等に伴う作付の変化で、通水配分に及ぼす影響も考えられますので、国の施策に注視し組合員の皆様に積極的な支援をして参ります。

次に、昨年のかんがい期の状況ですが、4月5月 と平年以下の降雨で、特に5月は半分、6月7月は平 年以上の雨に恵まれましたが、8月は前半の猛暑と 平年の70%の少雨で心配しておりましたが、組合 員の皆様の節水や番水等にご協力をいただいた 結果、効率的な水運用ができたのではないかと思 っております。

一方では、9月上旬に台風17·18号の影響により 関東・東北豪雨により未曾有の被害が生じました が、当改良区管内では湛水したのみで、大きな被 害がなく幸いでした。

毎年のように、水田が湛水し、道路は冠水して通行止めになっており、水路の整備を急ぐ必要があります。

水路整備には数百億の事業費が必要でありまして、改良区としては負担が少なくて済む、国営事業で改修できないものかと農水省に要望して参りました。そして衆議院議員野中厚様、参議院議員関口昌一様のご尽力によりまして、今年度から農水

省による「構想策定のための調査」が始まりました。

先月、農水省の担当課長さんから直々に、調査 内容について説明を受けたところでありまして、国 営事業として実現可能な構想が出来上がりつつ ありました。

しかし、排水先である一級河川 中川 の改修が 進みませんと効果がありません。中川の改修が進 んでいる下流地区から事業を進め、続いて中川の 改修と進捗を合わせつつ、事業化して参りました。

用水改良事業として、島中領地区のパイプライン石綿管の更新工事を県営事業として実施しています。今年度は佐間第3揚水機場受益地内の 栗橋西小学校付近において工事を実施し、完了しました。

もう1つ大きな事業として、昨年の総代会においてご報告申し上げました、一級河川 中川 改修工事に伴う事務所移転について、平成27年6月12日に埼玉県知事と補償契約を締結いたしました。

それに伴いまして理事会の承認機関として、建設委員会を設置し建設場所、基本設計、実施計画の審議を行い、理事会のご承認をいただき、現在の場所から加須市大越に事務所を建設することに決定いたしました。

羽生領島中領が合併して、13年が経過していることから、この機会に管内の中間点となる大越の土地に新たに建設することが、栗橋支所を統合しまして、名実ともに1つの改良区になることと考え決

定した次第であります。

また、平成28年3月3日には事務所棟新築工事の入札を執行し、特定建設工事共同企業体(2社 JV)小川工業株式会社・株式会社千葉工務店と契約を結んでおります。

なお、総代会終了後に起工式を執り行うことになっておりますことをご報告申し上げます。

次に、農林水産省による検査が当改良区に対して行われました。去年の11月9日から13日までの5日間、3名の検査官が来まして検査を受けました。これは、事務の執行についての検査でありまして、最終日の11月13日の講評では、個人情報の管理について規程を定めること、二つ目は、手持現金の取扱を会計細則に追加すること、この二点の指摘を受けました。これは口頭での指摘であります。本省から文書による正式な回答は来月4月にあると聞いております。この回答につきましては、先程申し上げたとおりで大きな指導事項は特にないと、今のところは考えております。

終わりに、農業情勢の大変厳しい中、土地改良 区の更なる慎重な業務運営に努めてまいりたいと 存じますので、総代の皆様方のより一層のご支援 ご協力を賜りますことをお願い申し上げますととも に、本日ご参会の皆様方のご健勝をご祈念申し上 げまして、私の挨拶といたします。



(理事長 挨拶)



(議案採決状況)

お知らせ

○事務所移転について

本土地改良区事務所について、埼玉県が施行する一級河川中川の拡幅工事のため、 事務所の移転が必要となりました。

現在、管内の中心に位置する加須市大越地内に事務所を新築しております。

事務所完成は11月中旬頃の予定となっており、新事務所での業務開始等の時期 につきましては、改めてご通知いたしますので、よろしくお願いします。

移転先 : 加須市大越3756-1

<事務所移転先案内図>



役員補欠選挙の結果について

第1区の理事に欠員が生じていましたが、平成28年3月30日の総代会にて補欠選挙を行い、次の方が 当選されました。

選挙区	地区名	氏 名
第 1 区	羽 生・岩 瀬	飯塚精一

平成28年度一般会計収入支出予算

(単位:千円)

収		入	支		出
科目	予算額	予算に 占める割合	科目	予算額	予算に 占める割合
1.組合費	188,744	3 3. 1 %	1. 事務費	71,008	12.5%
2. 財産収入	3,093	0.5%	2. 選挙費	1	0.0%
3.使用料及び 手数料	19,060	3.4%	3. 事務所費	121,521	21.3%
4.補助金及び 交付金	29,727	5.2%	4. 事業費	327,859	57.5%
5. 受託費	9,500	1.7%	5.諸 費	35,458	6.2%
6. 寄付金	1	0.0%	6. 諸支出金	9,089	1.6%
7. 納付金	12,946	2.3%	7. 繰出金	4,581	0.8%
8. 雑収入	4, 2 2 1	0.7%	8. 諸帳簿整理費	1	0.0%
9. 繰越金	56,000	9.8%	9. 予備費	765	0.1%
10.繰入金	147,600	25.9%			
1 1. 負担金	99,391	17.4%			
合 計	570,283	100.0%	合 計	570,283	100.0%

平成28年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施設名	施工箇所	事 業 内 容
堤 根 落 排 水 路	加須市新川通地内	鉄筋コンクリート柵渠工
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 水路改良事業

施設名	施工箇所	事 業 内 容
稲 子 用 水 路	羽生市大字稲子地内	フリュームエ

3. 県営土地改良事業(島中領地区農業用管水路等特別対策事業)

平成26年度から平成30年度(予定)に島中領地区のパイプライン区域について、 石綿管交換工事を実施しています。今年度の事業については下記の通りです。

施工箇所	事 業 量	事業内	容
久 喜 市 佐 間 地 内 (佐 間 第 2 揚 水 機 場 内)	2,210 m	石 綿 管 交	換工

平成28年度 賦課金等について

1. 賦 課 金

◎平成28年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	4.30円
初生限第 地区 	畑	2.15円
羽生領第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆納期限 上半期 平成28年8月1日

下半期 平成28年11月30日

2. 陸田等用水使用料

◎平成28年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稲を耕作した場合、使用料を徴収します。

※平成28年度より単価改正を行います。

地	区	用途	1㎡あたり
羽:	生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆納期限 全期 平成29年1月31日

3. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

地 区	地 目	1㎡あたり
羽生領地区	田	236円
水土限地区 	畑	118円
島中領地区	田・畑	111円

※島中領地区のパイプライン区域については、決済金とは別に県営土地改良事業の受益者負担金(下記6)の清算金がかかります。

4. 目的外排水負担金【羽生領地区】

◎平成28年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

5. 施設使用料

◎平成28年4月1日現在の施設使用者に対して発付されます。

※目的外排水負担金と施設使用料は消費税(8%)がかかります。

6. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、平成28年1月1日現在の土地所有者に発付されます。 1 m あたり 1.18円 (田・畑)

平成27年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業(県の補助金を受けて行った事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	9 9 m	10,432,800円
計		9 9 m	10,432,800円

2. 水路改良事業(改良区単独費で行った事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
稲子用水路改良工事	羽生市大字稲子地内	4 0 m	4,536,000円
計		4 0 m	4,536,000円

3. 県営土地改良事業(改良区がその一部を負担して行った県の事業)

工 事 名	施工箇所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市佐間地内	250 m	15,120,000円
計		250 m	15,120,000円

4. 維持管理事業

【羽生領地区】

工 事 名	施設名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路他	56	8,559,400円
水路雜草藻刈工事	四 ヶ 村 用 水 路 他	133	47,418,391円
水路修繕工事	自 然 排 水 路 他	22	13,217,756円
樋 管 堰 枠 工 事	豊野用水路分水ゲート 他	5	2,271,700円
計		216	71,467,247円

【島中領地区】

工 事 名	施設名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	行 幸 用 水 路 他	9	270,000円
水路雜草藻刈工事	十王堀用水路他	9	2,024,712円
水路修繕工事	S43支線2号用水路 他	8	2,392,190円
揚水機場等施設維持費	高須賀揚水機場他	28	2,230,416円
計		54	6,917,318円

■ 水路にゴミを捨てないようご協力ください。

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。 このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

平成27年度 事業の完成写真

◆県費単独土地改良事業 堤根落排水路改良工事(加須市新川通地内) (工事前) (工事後)





◆水路改良事業(改良区単独事業) 稲子用水路改良工事(羽生市大字稲子地内) (工事前) (工事後)





◆維持管理事業 三尺落排水路浚渫工事(加須市琴寄地内) (工事前) (工事後)





◆県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市佐間地内) (石綿管撤去) (塩ビ管設置)





財務状況の公表

平成26年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位:円)

収	入	支	出
1. 組 合 費	184,419,300	1. 事 務 費	73,751,166
2. 財 産 収 入	2,150,757	2. 選 挙 費	909,171
3. 使用料及び手数料	22,386,032	3. 事 務 所 費	457,767
4. 補助金及び交付金	7,422,000	4. 事 業 費	231,366,569
5. 受 託 費	11,091,600	5. 諸 費	29,785,291
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	10,744,330
7. 納 付 金	11,763,779	7. 繰 出 金	8,979,400
8. 雑 収 入	4,000,732	8. 諸帳簿整理費	0
9. 繰 越 金	61,829,339	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	10,564,100		
11. 負 担 金	91,953,148		
収入合計	407,580,787	支 出 合 計	355,993,694

収入支出差引残金 51,587,093円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位:円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	149,830,311	25,092,024	124,738,287
農地転用(羽生領地区)	2,673,083,893	10,012,800	2,663,071,093
農地転用(島中領地区)	60,291,795	1,230	60,290,565
維持管理積立金(島中領地区)	19,346,321	564,100	18,782,221

【財 産 目 録】

(単位:円)

資 産	の部	負 債	の部
流動資産		引当金負債	
一般会計	51,587,093	職員退職手当	124,738,287
未収入金	19,731,028	農地転用決済金	2,723,361,658
特定資産		維持管理積立金	18,782,221
職員退職手当引当金	124,738,287	基本財産	754,135,576
農地転用決済金	2,723,361,658		
維持管理積立金	18,782,221	未払金	
基本財産	754,135,576	特定施設維持管理基金	50,265,707
特定施設維持管理基金	50,265,707		
固定資産			
土地 事務所敷地 外沿	306 筆 96,035,230		
建物 事務所 外	110,210,000		
備品 自動車 外15点	1,279,405		
資 産 合 計	3,950,126,205	負 債 合 計	3,671,283,449

お願い

1. 水管理について (

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別 の水量が決められているため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきます ようお願いします。

2. 施設の破損について 🔘

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生して います。水難事故など、安全面に影響がありますので、見かけ た場合は土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いしま す。

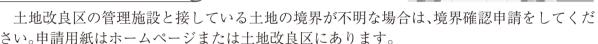


3. 水難事故の防止について

かんがい期間中は水路の水位が上がっております。ま た、大雨等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危 険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一 声かけて注意をお願いします。

(子供達を水難事故から守りましょう)

4. 境界確認申請について



あぶないよ

5. 口座振替について 🥟

土地改良区費・陸田等用水使用料・施設使用料・目的外排水負担金・受益者負担金の納付は、 便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引き落とし が出来ませんので、早めに変更手続きをお願いします。

※ 口座振替のできる金融機関 🥟

1. 埼玉りそな銀行 本・支店 2. りそな銀行 本・支店

3. 足利银行 本・支店 本・支店 4. 武蔵野銀行

5. 群馬銀行 本・支店

6. 東和銀行 本・支店 7. 埼玉縣信用金庫

本・支店

8. 中央労働金庫

本・支店

9. ほくさい農業協同組合

各支店

10. 埼玉みずほ農業協同組合

各支店

11. ゆうちょ銀行

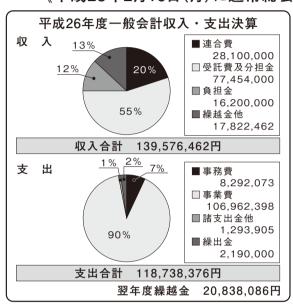
※ 口座振替で納付される方へ (

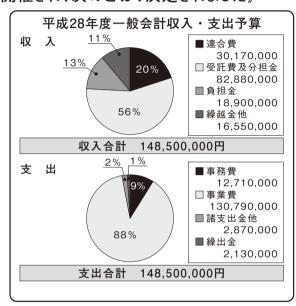
引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。 尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された農業水利施設により北は加須市から南は草加市まで10市2町にまたがる約11,500haの農地を対象に、安定的な用水の供給や公平な用水の配分に努めています。かんがい用水の供給に当たっては、葛西用水路土地改良区、羽生領島中領用排水路土地改良区と共にかんがい期間の取水計画を作成し、利根大堰を管理している水資源機構と調整を行っています。おかげさまで、昨年度は天候にも恵まれ利根川や江戸川等の流況も安定していたことから、用水の供給も順調に推移しました。本年度も引き続き用水を安定的に供給できるよう管理調整に努めてまいります。なお、平成27年度のかんがい期に使用した総水量は2億4千万立方メートルでした。

《平成28年2月15日(月)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》





◇平成28年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦 課 額
葛西用水路土地改良区	17,930,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	12,240,000円
連合費 総賦課額	30,170,000円



◎二郷半領揚水機場から二郷半領用水路への吐出口



◎島中領用水路(栗橋イリス前)

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

地区除外申請書及び農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき※1

- 1.農地を宅地等へ転用するとき
 - ※市街化区域内における農地の転用は、地 区除外申請書のみ届出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

- 1.組合員が死亡(相続)されたとき
- 2.土地の所有権・耕作者の異動があったとき
- 3.住所の変更が生じたとき
- 4.農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

- 1.十盛りをするとき
- 2.田から畑に地目を変更するとき※2
- 3.資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設(水路敷等)を使用するとき

- 1.宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
- 2.排水管・水道管・ガス管等を埋設するとき
- 3.看板・電柱・街灯を設置するとき

陸田耕作異動申告書(羽生領地区)

陸田耕作面積等の異動があったとき

- 1.新たに陸田耕作を始めるとき
- 2.耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
- 3.貸借関係に異動があったとき
- 4.耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限 平成28年9月30日 《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度(平成27年度)の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。

~ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ~

- ※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。(調整区域・市街化区域)
- ※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】
- ■公共事業(道路または施設等)の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。 事業主体(買収者)と十分な話し合いをされますようお願いします。